

藩学の生徒管理

中 泉 哲 俊

一 まえがき

藩学というのは、江戸時代または明治初年（「学制」頒布以前）に、藩士およびその子弟を教育するために、藩主が藩費をもつて設立し経営した学校であって、武士の教育機関としてもっとも重要な地位を占めるものである。

本稿では、江戸時代の藩学において生徒の管理がどのように行なわれていたか、を考察したいと思う。したがって時代的にいえば、明治維新後に設立された藩学はおのずから除外されるわけである。

二 藩学の教育目的

藩学の発達の類型には、私塾型・家塾型・講堂型などがあげられるが、藩学はだいたい幕府の昌平坂学問所の発達と同様な発達の径路をとったものであり、昌平坂学問所がその模範となっていた。¹とはいえ、三百諸侯が思い思いに学制を布いたものであるから、全国の藩学に共通した法規がなく、こまかくみれば、教育の目的・教則・内容・方法校舎の規模等に、おのずから千差万別あるをまぬがれない。

しかし藩学の教育目的についてみれば、文武両道の修練を通じて仁義の徳に達するという儒教精神を中核とする道徳的人間形成が近世藩学教育の基本であったことは、疑う余地のないところであろう。このような藩学における文武兼修の教育方針は、校舎の配置からも察知できる。そのもつとも適切な例として、水戸藩弘道館をあげることができよう。同館教育の文武不岐主義は、建築物の配置、すなわち正庁を中央にして左右に文館と武館を対応的に並べていることによっても、じゆうぶんうかがわれるであろう。であるが、石川謙博士が指摘するように、藩学の八五・三九パーセントが設立された江戸時代後期(宝暦—慶応 二七五—一八六七)になると、藩学教育の重点は、江戸時代の初期や中期や異なり、人間教養・人格陶冶という点だけに局限しないで、学力培養・知識技能の授与という面をも幅ひろく取り入れるように、人文的なものから実学的なものへと次第に変貌するにいたつたのである。

これを要するに、時代の推移とともに、治道の立場に立つて治国安民の国士を養成しようとする意図から、文武両道を兼修し、しかも学問や武芸の末節にとらわれぬ、人格的にすぐれ、かつ藩国に有用な人材を育成することが、各藩学にはほぼ共通の教育理念であった、といつてよからう。

つぎにその具体例を二、三探ってみよう。会津日新館令条に、

身を修め徳をなすは学問の要務なり常に章句の間に拘らず道の大体を会得し経済に心を委ね互に信義を以て切磋し忠義を以て本とし修身治国の道に志し大器をなさんことを務むべし(小川涉『会津藩教育考』二〇二頁)

と諭し、彦根藩弘道館掟に、

一文を学ぶの肝要は孝悌忠信の道を基として治国安民の旨に通達し国用に可立様可相励事

一 武を講ずるの肝要は弓馬劍槍の芸を学ひ礼儀廉恥を基として武道専ら可致研究事(文部省、日本教育史資料、巻、三八九頁)と定めている。ことに秋田藩明德館では、安政十二年九月二十九日学館一同に対して、

学問ノ義ハ治国安民ノ根元ニテ風化ノ依テ生スル処ニ候故御先代格別ノ思召ヲ以テ学館御造営夫々被成御取立候モ畢竟国家有

用ノ人才被成御教育度厚キ御趣意ニ候処近年学問ノ風大ニ衰ヘ専ラ句ヲ摘ミ章ヲ尋ネ異論ヲ好ミ奇説ヲ尚ヒ治乱興亡ノ何モノタルヲ弁ヘス候故少シク世務ニ涉レハ茫トシテ風ヲ捕カ如ク大言空論ヲ以テ豪傑トヨヒ局束拗執ヲ以テ方正ト心得候徒モ間々有之様相聞得是皆風ヲ傷リ俗ヲ害スルノ根元ニテ右様ノ学风増長致候テハ却テ治道ノ妨ト相成ル事ニ候是併ナカラ世道陵夷ノ然ラシムル所ニテアナカチ学者ノ罪ニモ有之間敷候条自今教導並学問ノ筋トモ格別ニ相改メ追々有用ノ人才輩出致候義専務タルヘク候此旨館中一同エ厚ク可申間候也(同書、八四九頁)

と申し渡して、学問攻究の本末をあやまつて治道の妨げとならぬよう、学风を大いに刷新すべきことをきびしく警告している。

藩学生徒の訓練や管理が、上述のような教育の目的や方針からわりだされていたことは、おのずから明きらかである。いったいに殺伐の気風のみなぎっていた時代のこととて、とくに生徒の管理については、各藩ともすこぶる困難を感じていた。したがって、それだけこれが対策には苦心し、努力したのであった。管理の方法としては、通常つぎのようなものが用いられたようである。

三 管理の方法

一 出席

荻生徂徠(一六六六—一七二八)が『政談』で

学文ノコト、上ノ御世話ニテ昌平坂、高倉屋敷ニテ儒者講釈スレドモ、御旗本ノ武士ニ聴人絶テ無シ、尺家中ノ士、医者、町人ナド少々モ承ル、(卷四、滝本誠一編、日本経済叢書、卷三、五二四頁)

と指摘しているように、昌平坂聖堂は享保三年(一七一八)ごろ聴講者がきわめて少なかったために、將軍吉宗(一六八四—一七五五)から叱責をうけると、林大学頭信篤(一六四四—一七三三)は出席強制策を献じた。ついで同六年吉宗が学問振興策につい

て諮問したのに対して室鳩巢（一六五八—一七三三）三輪執斎（一六一九—一七四四）らもまた出席強制論を答申している。江戸だけでなく地方においても、林子平（一七三八—一八九三）は天明元年（一七八一）の上書で、同じく出席強制の意見を仙台藩当局に奉っている。しかしこれらの見解は単に出席強制の必要を論じただけであって、その実際の具体的方法までには説きおよばなかったのである。ところが広瀬淡窓（一七八二—一八五六）は天保十一年（一八四〇）に『迂言』を表して、その具体的方策をかなりくわしく述べた。

学校ニ出テ学フ所ノ生員ハ、諸公子ヲ始トシテ、家老ヨリ歩卒迄ノ子弟。十才ヨリ二十四五才マテ。部屋栖ノ者ハ、不残出席セシムヘシ。教官ノ上ニ、奉行一人ヲ立テ。文武ノ両校ヲ併セ掌ラシムヘシ。是ハ至ツテ重任ナレハ。家老ノ内ヨリ人ヲ択シテ命スヘシ。凡国中家老ヨリ歩卒迄ノ子弟。十才ニ及ヒタラハ。父兄ヨリ奉行ノ宅ニ携行キ。相見セシメ。以後其支配ニ属スヘシ。奉行ヨリ名前ヲ帳ニ録シテ。上ニ達シ。其人生長シテ。家督相続スルニ至ツテ。始メテ其支配ヲ離シ。其帳ヲ消スヘシ（学制、大分県日田郡教育会編、淡窓全集、中巻『迂言』三九頁）

すなわち学令簿や学籍簿を備え、身分の如何を問わず十才から二十五才にいたるすべての子弟に対して、強制教育を施すべきことをかれは主張している。そこには、他の人にみられなかった近代的な傾向さえうかがわれるのである。⁵

上述のような出席強制論は、時勢のおもむくところ、ほぼ江戸初期にみられた、例えば荻生徂徠の説いたような出席任意論を次第に抑制して、各藩にもおのずから波及し滲透するにいたったことは否定できないであろう。

学問が個人の教養として学ばれ、教育の理想が中国の古代に求められ、儒学が中心教科であった江戸前期においては、藩学へ出席して講釈を聴聞することは、比較的個人の自由任せられていた。が中期になると、学問がようやくやゝ実学的傾向をおびるようになり、さらに幕末に近づくにつれて、文教政策と経済政策との関係が次第に密着するとともに、各藩当局の態度が真剣になり、学問は個人的修養のためであることはもとより、藩の財政・経済を打開するための基盤として藩学を設け、教科も実用的な算術・洋学・医学・天文学等が重視されるようになってくると、各藩府⁶

は、藩士の藩学や道場への出席に関して、従来の無関心な態度をすてきびしい干渉をはじめ、種々の方法を設けて出席を強制し、家督相続の一要件とさへするにいたつたのである。藩学への出欠勤惰が、やがて家督相続、他家への養嗣の際の選考基準とさへなるにいたつたのであるから、子弟の生涯を支配し、一家の浮沈を左右する重大な問題であつたわけである。

藩当局の右のような方針は、生徒の学習年限の定めかたによつてもうかがい知られる。藩学の学習年限は一定していたわけではなく、まちまちであつた。七、八才で入学し、十四、五才で退学するところが、一般に多かつたようである。しかし和歌山藩学習館のように三十才（慶応二年以後五十才）、福山藩誠之館・津藩有造館・萩藩明倫館などのように四十才、丸亀藩明倫館のように四十九才まで勤仕のかたわら出席の責任を荷なわせ、文武の修業に勉勵させたところもあつた。なかでも会津藩日新館では、文化十三年（一八一六）四月十七日の達に、

三十五才以上之諸生文武之芸術御定格に至り候者は、諸芸出席勝手次第、雖然学問は終身之業等閑に可相心得筋に無之、殊更高禄之者は、不怠可致修行事（小川涉『会津藩教育考』三三五頁）

と述べてあるように、一応三十五才までを出席年令としてあるが、定格にいたらなければ、出席年令を過ぎても勝手に退学することを許さなかつた。また彦根藩弘道館では、学習年限を十五才以上三十才以下と定めてあるが、

若シ此定年中ニ武芸ノ免許ヲ得サル者ハ冠年三十才以上ニ至ルモ随意ヲ許ルサス免許ヲ得ルヲ待チテ之ヲ許ス（文部省、日本教育史資料、巻、三八〇頁）

と規制し、本人の勝手を許さない方針であつた。このように、藩国有用の人材を育成するという建前えから、文武の修業は藩士「終身之業」であり、藩学は藩士一生の文武修業場であると考えられたので、高令にいたるまで出席が強制され、身分の高い武士ほど高い教養が要求されたのである。

それでは子弟の出席に関して、各藩学は具体的にどのような取り扱い方をしていたらうか。宮津藩礼讓館のよう

に出席すると単に係りに届け出させたところや、米沢藩興讓館・高島藩長善館・津藩有造館・豊橋藩時習館のように各自の名札をかけたところや、熊本藩時習館・松江藩修道館・神戸藩教倫堂・佐賀藩弘道館・柳川藩伝習館・佐倉藩成徳書院・前橋藩博諭堂・鯖江藩進徳館等のように出席簿を設けたところや、弘前藩稽古館・蓮池藩成章館のように名札をかけたうえさらに出席簿に記入させたところなどさまざまであつて一様ではなかつた。例えば蓮池藩成章館では、

通学生ハ木片ノ表面ニ姓名ヲ記シテ定タル所ニ掛ケ置クニ裏面ヲ以テス裏面認メ易カラシカニ爲シ姓名ノ各頭ノ文字ヲ記置ク朝昼夕三回ノ出席ニ時々必ス自己ノ名標翻起シ其位置ニ掛ケ置生徒輪番ヲ以テ出席簿ニ点入シ此時皆裏面ニ差出ス例トス（文部省、前掲書、参、一八〇—一八一頁）

と規制し、また熊本藩時習館では勘合簿を設け、「毎日坐班ニハ朱圈ヲ印シ、虚眩ニハ黒圈ヲ印」⁸して、「諸生ノ勤惰作輟ヲ録」⁹する方法をとつていた。

いづれにせよ、つねに目付や司監が生徒の出欠や勤惰の状況をきびしく調査して藩主もしくは上司に上申し、精勤者には相当の賞詞か賞品かを与えて奨励し怠惰者にはしかるべき罰を加えたことには、変わりがなかつた。例えば二本松藩敬業館では、

年中無欠席ノ生徒ハ必翌年正月十一日ヲ以テ賞与アリ（前掲書、卷、六九二頁）

と定めて、二、三年欠席しない者に対しても物品を与え、笠間藩時習館でも、

生徒一年間上校一日モ懈怠ナキ者ハ学業ノ優劣ヲ問ハス年末賞金ヲ与フ（同書、三六四頁）

定めてあつた、鶴牧藩修来館では、学内に監察掛を置いて生徒の勤惰を嚴重に調査する方法をとつていた。

出席ノ度数勤情ヲ改メ之レニ賞答トシテ金銀或ハ書籍半紙等ヲ与フ同上ノ勤惰勉強ヲ視察スル者ハ監察掛ナリ校中ノ諸帳簿ヲ監察役所ニ取立調済ノ上其出席度数勤惰等生徒迄悉皆姓名書ヲ以テ老職へ進達ス老職ハ之レヲ検査シテ其相違ナキヲ証明シ藩主ニ進メテ賞与ノ格ヲ定ム（同書、二四五頁）

また松江藩修道館では館内の各教場に弟子簿とよぶ学籍簿と勤考簿と名づける出席簿とを備えおき、生徒の勤惰に關してこまかく規制し、信賞必罰の態度で臨んでいた。

勤考簿ニハ病氣不參等ヲ記シ毎月朔日前月不參ノ度数ヲ總計シテ学事局ニ達ス学事局ニハ藩中学制簿ヲ置キ当主子弟及未官職ニ就カサル者ヲ集録シテ其学ヲ所ノ業ヲ記置毎月諸教場ヨリ達スル勤考簿ヲ照合シ年末ニ至テ学生一年中ノ勤惰及ヒ其淑慝ヲ察シテ賞罰ヲ行フ罰ハ軽重ニヨリ年末辞ヲ以テ懲戒シ或ハ禁足ノ命シ賞ハ翌年開校日ニ於テ辞或ハ金銀ヲ以テス（前掲書、式四七六頁）

熊本藩時習館でも同様に勤考簿を作つて、

毎日生徒ノ精惰ヲ檢シ毎年十二月ニ至リ文芸出精ノ生徒ヲ調査シテ之ヲ總教ニ進達シ總教ハ之ヲ藩主ニ上達ス（前掲書、参、二二一頁）

る制度をたてて、精勤者には文武とも年数に応じて褒賞を与える方法をとり、加賀藩明倫堂でも、同様に書籍や袴地などを下賜し、¹⁰三日月藩広業館では、

文武各流共生徒勤惰簿ヲ製シ置キ日々ノ勤惰ハ師範又ハ世話方之レヲ記録シ後日ノ参照ニ供ス勤惰簿ハ年末ニ至リ之レヲ調査シ文学ノ生徒ハ才ヨリ二十才マテノモノニシテ一ケ年皆出席ノ者ニハ紙一束乃至二束ヲ与ヘ其欠席一日ヨリ三日マテノモノハ欠席日数ニ応シ半數マテ漸次運減ス文学生徒二十才以上及ヒ武芸各流一ケ年皆出席又ハ学芸特別勉勵上達ノモノヘハ目錄ヲ賞与ス（前掲書、式、五四二頁）

と規制して、年令別、文武別を勤考して物品や金子を与えていた。

上述の諸例が示すように、多くの藩では、文武の修業を懈怠するものに対して相應の罰を加えるとともに、精勤者を表彰し奨励して出席を強制する方策をとっていた。それにもかかわらず江戸末期になると、幕府をはじめ藩主、藩士ともに財政的に窮乏し、藩士のなかには内職その他衣食の資を得るに汲々たるものが続出し、藩主が藩学を設けて学問の奨励に意を用いても、学問をかえりみず、藩学への出席率が低下するという現象を呈するにいたった。その結

果一方では藩の収入を増し、その増収のいくぶんをもって文武その他の有能者の拔擢加俸に充て、武士階級一般の文武奨励の資とするともに、怠惰であつて学間に勉強しないものが家督を相続しようとする場合には、扶持米を減らす制度を設けた藩¹¹も少なくなつたのである。このため例えば久留米藩学館では、全家士の子弟にして、八才より十五才のものは残らず登校就学すべしと布達し、なお緩怠者のあるときは、有司から督促奨励し、「学校御建設の御趣意は、御家有有用之材を作るに有之候。折角之御趣意を取失ぬ様致度」といけどもこれを促したてて入学の手続きを取らせ、新発田藩でも同様の趣旨から文政九年、(一八二六)勸学令とともに藩士一同へ布達を発して、道学堂へ子弟を出席させるべき旨をきびしく督励し、また萩藩明倫館では、安政五年(一八五八)八月十三日に、

明倫館諸稽古面着ノ儀是迄ハ月括ニシテ差上候様被仰付来候処御詮議ノ趣有之向後右月括リノ御仕法被差止日々出順ノ面着名頭ニ所作付ヲモ仕候テ稽古終リ次第差上候様被仰付候事(前掲書、式、七〇四頁)

と布達して、従来月括にして上申していた面着帳(出席簿)を中止し、各人の氏名を出席順位・学習態度などの所作付をし、これを毎日提出させて検閲を受けさせる方法に改め、出席強制の態度をいちだんと強化している。ことに豊岡藩で、

於稽古堂講積聴聞被仰付候義ハ修身齊家之道ヲ始メ治国ノ理ニ至ル迄明弁致シ御奉公ノ根本相立候様有之度御主意ニ付無懈怠出席之義毎度被仰出候ヘトモ中ニハ粗略ニ被相心得一向出席不被致向モ有之如何之事ニ候依テハ被仰出方モ有之候得共此度ハ以御容赦不被為及其儀候以後急度被相心得不勤ノ面々ハ勿論仕之向モ成丈御用ノ向繰合可被致出席方一難差延御用向有之出席難被致節ハ其段以書取文武方へ可被申達候(同書、三九八頁)

と、文久二年(一八六二)五月六日に文武方に布達し、さらに同月二十六日に大目付に対しても、つぎのような布達を出して督学を促している。

文武研究御示筋之義ハ毎度被仰出候処多年之御借米殊ニ近来ハ物価騰踊孰モ困窮之中被相忍心掛宣奇特出精之面々有之一段ノ

事ニ候然ル処中ニハ一向不心掛ノ向モ相聞如何之事ニ候尤人々ニ寄性質ノ強弱或ハ疾病且御役用繁多若ハ厄介多難洪等ニテ不任心底面々ハ文武両道ノ講習ニ不至候共其分ニ応シ候文ノ心掛無之テハ士人ノ職業難相立殊ニ方今ノ形勢ニテハ尚更ノ事ニ候此度御在邑被為在候ニ付テハ文武一際御引立被遊候御含ニ付自今格別ニ被心待不動並ニ子弟之向ハ不及申御役人之面々ニテモ御用□心掛弥愈無之様発憤碎励被致若心得違之向於有之ハ急度可被及御沙汰候(同書、三九八頁)

これらは、子弟の就学に対する藩当局の強制、干渉が年を逐うて強化されたことを示す反面、経済的窮乏、生計の困難から、藩士のなかには学業をすてて内職にかけずり廻るもの続出した江戸末期の世相、藩学における子弟学習の実情を物語るものとして、われわれの興味をひく。

登校後の席次は、豊浦藩敬業館・豊橋藩時習館・佐倉藩成徳書院・赤穂藩博文館・宮津藩礼讓館等のように単に到着順によって定めたところもあるが、加賀藩明倫堂・鳥取藩尚徳館・会津藩日新館・高崎藩遊芸館・久留米藩学館等のようにとくに長幼の序を重視し、年令の順序にしたがって定めたところが多かったように見える。なかには、松山藩明教館のように位階の順序にしたがったところや、宇都宮藩修道館・彦根藩弘道館・加納藩文武館・岸和田藩講習館・孤野藩修文館・和歌山藩時習館・松山藩明教館等のように家格の貴賤・禄高の多寡にかかわらず、学業の等級によって席次を定めたところもある。

病气や事故などで欠席する場合には、本人もしくは父兄からあらかじめ口頭または書面で届けを係りか教官かに差し出させるのが普通であった。例えば岸和田藩講習館では、

諸生徒疾病事故アリテ欠課スルトキハ其趣書付ヲ以テ可指出事(前掲書、卷、四一頁)

弘前藩稽古館では

疾病事故アリテ不升堂ノトキハ必ス書面ヲ以テ其故ヲ典句典筆及ヒ両堂伍長ニ達スルナリ(同書、七二〇頁)

水戸藩弘道館では、

生徒疾病事故アリ日課ヲ欠ク者ハ其由監察局ニ申陳セシム若シ館ニ入故アリテ業ヲ執ル能ハサル者亦之ニ準ス(同書、三五七頁)

とそれぞれ規制してある。郡山藩総稽古所・篠山藩振徳堂・麻田藩直方堂・岩村藩知新館・西大路藩日新館等においても、ほぼ同様の掟てが見出される。

遅刻や早退や無届欠席に対しては、相応の制裁が加えられた。まず遅刻に関しては、例えば龍野藩敬楽館では、

講釈初り候後遅参ノ者ハ席末ニ相扣罷在聴聞可致事(前掲書、式、五二四頁)

高鍋藩明倫堂では、

遅参ノ輩ハ出席ノ節教授助教ニ一礼致シ次ニ先出席罷在候諸生中へモ一礼イタシ其上其席ニ就キ業ヲ始メ可申事(前掲書、参、二六一頁)

と注意し、水口藩尚志館では

童生怠惰ニシテ途中遊戯時刻遅滞ノ者ハ禁足可申付事(前掲書、卷、四三九頁)

と定めている。つぎに早退については、例えば宇和島藩明倫館では、

病氣事故アリテ退学セント欲スル者ハ各自ノ教員ニ告ケ許可ヲ得テ後退校スヘシ(前掲書、式、八九〇頁)

赤穂藩博文館では、

無拠用有之早退ノ輩ハ一ヶ月三度ハ相許シ其余ハ皆勤ニ不相立事但病氣喪事ハ可為格別(同書、五三五頁)

と定め、また佐倉藩では「成徳書院心得書」の一節に、

定之刻より遅参致間敷会講不相濟内猥に退去致間敷事但勤用は勿論父兄之処用稽古事其外無拠要用は師役え相断候上遅参退去とも不苦候事(前掲書、卷、二五五頁)

と、無届けの遅刻および早退をきびしく戒告し、

和歌山藩時習館では、

講釈会読ノ節定ノ刻限遅参致シ又ハ講業不相濟内退席致間敷事但遅参ノ面々ハ姓名札差出候トモ出席ノ廉ニ不相成候筈（前掲書、式、八二一―八二二頁）

という一項を学校掲示に入れて、遅刻を欠席と同様に取り扱っている。

また無断でしばしば欠席するものに対しては、例えば鱒江藩進徳館で、

無謂度々出席不仕向并専修業不致候ハテハ不相成向一ヶ月余モ欠席致候節ハ其段師役ヨリモ御用人エ御届申達候事（同書、七二頁）

林田藩敬業館で、

断リナク度々懈怠スル者ハ講堂目付ヨリ其父兄ヲ督責ス父兄等ニ付シ再三告諭スルモ肯セサル者ハ講堂目付ヨリ芸事掛へ届出芸事掛リハ其度頭ノ者ヲ呼出シ申達シ席頭ノ者ヨリ其父兄へ告諭スルモノトス（同書、五五九頁）

笠間藩時習館で、

生徒五日間欠席スル者アレハ館員之ヲ召喚シテ其理由ヲ糺シ肄業中亡状ナル者ハ放課後一二時間拘置スルコトアリ（前掲書、巻、三六四頁）

水戸藩弘道館で

怠慢放逸文武ニ従事セス常ニ日課ヲ欠ク者ハ監察之ヲ検勘シ政府ニ申シ其罰ヲ擬ス奪職降等増課等各差アリ（同書三五四頁）

岸和田藩講習館で、

無断欠席一周ヲ過ル者ハ除名ス（同書、四一頁）

などと規制しているように、告諭・居残り・降職・除籍など嚴重な処置をとるのが、通例であった。

それではどんなものが、欠席の正当な理由として認められたであろうか。加賀藩明倫堂助教大島清太が、「学事意

見書」につきのような項目をあげているのをみれば、だいたいこの範囲のものが妥当な理由として、一般に認められていたものと思われる。

一 父母祖父母妻看病

一 いとこ以上暨婿舅病氣大切之節

一 兄弟子姉妹おちおほいめいいとこ可致看病者無之候節

一 自分冠婚

一 先祖歴代並於家忌掛之分年回

一 祖父並父等其家之吉事

一 祖父並父江戸等発足帰著送迎

一 武芸稽古別業

一 武芸浜稽古年中一度之分

一 一家内死去人葬送之節（前掲書、五、五八〇頁）

二 教場の管理

藩学の授業の開始および終了は、拍子木をもって合図し、第一の拍子木でまず生徒が教場に着席し、第二の拍子木で教師が会場するのが通例であった。教場の出入および着席は、

篠山藩振徳堂で、

何レモ御名前呼上候節ハハキモノヌキノロヘカサツノ儀無之様順々ニアカリ頭取世話役へ挨拶ヲナシ夫々定ノ席へ礼儀正シク着坐可被致事（文部省、日本教育史資料、式、三三四頁）

と戒めているように、礼儀正しく整然と秩序を守らせ、先着順か、年令順か、身分の高下か、成績順にしたがって着

席させたのである。聴講中は、普通生徒用の机がなく、手を膝の上におかせ、脇見や雑談をかたく禁じた。小学生に向かつては、授業中ときどき無言を命ずるか、無言と書いた木札を掲げて、喧騒を戒めることがあった。津藩有造館では、授業中の管理をつぎのように行なっていた。

教師生徒トモ朝五ツ時登校シ教師ハ先ツ詰所ニ集リ生徒ハ学校ヨリ渡サレタル着到札ヲ掲ケ習書寮ノ自席ニ就キ習字ヲナス五ツ半時ニ至レハ各教師ハ受持ノ席ニ就ク是ヲ先生立次小姓ハ当日出席生ノ登校遅速ニ随ヒ授業了ラハ自席ニ復シ習字ヲナス朝五ツ半時ニ至レハ下目付ハ教場ノ中央ニ遅参ノ二大字ヲ書シタル木牌ヲ揭示ス此時ニ後レテ登校スル生徒ハ下目付ニ於テ譴責ヲ加フ四ツ時ニ至リ又「無言」ノ木牌ヲ掲ケ静粛業ニ就カシム退散時限朝四ツ半時ニ至レハ次小姓ハ着到札ヲ外シ登校順序ヲ以テ生徒ノ氏名ヲ呼ヒ着到札ヲ渡シ退散セシム故ニ教場ノ出入ハ雑踏セス生徒中習字上達ノ者数名ヲ撰ミ小助教トナシ卓氈ヲ授ケ新入生数名ヲ属シ教授ヲ補助セシム生徒ノ年令ハ九才ヨリ十五才マテ七年間トシ九才ヨリ十二才迄ハ隔日午後ニ礼節ヲ兼修シ十三才ヨリ十五才マテハ算術ヲ兼修ス驟雨ノ節ハ下駄傘ヲ貸与ス又茶所及ヒ水汲ニ赴ク等凡テ自席ヲ離ルトキノ坐作進退ノ監督ハ下目付之ヲ掌リ毎年票札ヲ授ク票札ハ常ニ之ヲ備ヘ置キ茶所ハ茶字水汲ハ水字ヲ記シタル七八寸許ノ木札ヲ用フ(前掲書、巻、七八頁)

実に微細な点にいたるまで、意を配っているではないか。

放課後の下校については、前記有造館の教場管理のなかでも言及しているが、松本藩崇教館では、生徒の幽徳敏鈍函父兄に通知し奨励するために、登学順・年函順・学業順の三種類の名簿を作りおき、毎日授業が終わると、

年函ノ順序ヲ以テ講堂ニ列シ教員ト相對シテ一札セシメ畢テ行儀世話役名簿記ヲ挙ケテ各生ノ姓名ヲ呼ヒ出席ヲ簿札ニ記シ而
席末ヨリ退校セシム(同書、五一四頁)

という方法をとリ、また篠山藩振徳堂でも、

退散ノ節ハ席順ニカムワラス入来ノ遅速掛札ノ名前ヲ以テ世話役ノ名ヲ呼候上ニテ老人ツムサワカシクナキ様ニ可被立出事
前掲書、巻、三三二—三三三頁

と定めて、下校時の混乱を防ぐように注意を払っている。

授業時間中は、雑談をすること、湯茶を飲み、煙草をのむことは、もちろん厳禁されていた。佐倉藩の「江戸成徳書院心得書」に、

講義・輪講並素読受業の節、諸書相談、義理討論の外、無益の雑談有之間敷き事（篠丸頼彦『佐倉藩学史』五一頁）と戒め、高崎藩文武館の規則には、

一 素読中茶烟草相用ヒ候義師役ノ外可為無用事付休ノ節タリトモ十五才以下ノ輩ハ烟草相用義是又無用タルヘキ事
一 講書ノ節何レモ書物扣置物静ニ得ト聴聞可致候若不合点ノ廉有之候ハ、幾重ニヒ無遠慮質問可致事付炎暑ノ節タリトモ講書中扇子ヲツカイ候義不相成候事

一 幼年ノ輩ナリトモ袴以上ノ分ハ屹度袴着用出席可致事

一 伝染致シ易キ病症ノ者ハ一切出席致ス間敷事

一 上ヨリ御仕渡ノ戸障子行灯并畳エ落書及紙付候義一切致ス間敷事

一 書物并机等取扱候義是又学問ノ一端ニ候得ハ随分氣ヲ付叮嚀ニ取扱可申事（日本教育史資料、巻、五八三―五八四頁）
などの禁令がみえる。伝染病者の取り扱いにまでいい及んでいる点だが、注目される。また赤穂藩博文館で、

離坐離席喧嘩口論争闘乱擾等有之輩ハ罰席ニ相退ケ罰ノ軽重其所作ニ可応事（前掲書、式、五三五頁）

の一項を規制しているのをみれば、教場や校内の秩序を乱すものに対して、それ相応の罰を加えていたものと思われる。

用便などに行くばあいにも、勝手に自席を離れることが認められず、かならず断つてからでなければ立てなかつた。用便の度数にも制限があって、それ以上はとくに許可を受けなければならぬところもあった。例えば弘前藩稽古館では「事アリテ立ツトキハ必ス当直伍長ニ告ケ両便ニ立ツトキハ亦必ス之ヲ告ケ禁忌情ノ札ヲ受ケ」てから行かせ、高崎藩文武館では「講義輪講并素読受業ノ節小用ノ外猥リニ立居致間敷事付無抛用事有之候節ハ教授助教ノ内へ其旨相断用向相整」¹⁴えるように注意し、膳所藩遵義堂「御定目」のなかには、

一手水等二場ヲ立候義昼前三度昼後二度ニ相限候事但無抛義有之候節ハ世話役(断ノ上立可申事

一無言申渡又無言済節等拍子木五ツ打申候事

一無言中聊カ法ヲ破リ候ハハ其罰有之候事(横山達三『日本近世教育史』八四四―八四五頁)

と、小学生を管理する方法を定めてある。岡山藩花鳥教場で寛政五年(一八五八)正月に小生參校法式を改正し、各条々をよく守って行儀のよいものは善事帳に記入すると同時に、つぎのような行為を不行儀と認め、改めなければいにはこれを不行儀帳に記録する方法をとっていたことは、興味ふかくみられる。

用事無之座ヲ立徘徊之事

足音高クバタバト走り歩行之事

サレ事スル事

サレ事言フ事

サムヤキ物語之事

戸障子アラケナクタテ明ル事

行時或ハセリ合或ハ行当ル事

偽ヲ言フ事

言葉鄙シキ事

往来途中ニテ或ハセリ合

或ハサレ事有之事(文部省、日本教育史資料、式、五九五頁)

教場管理においてもっとも混乱の伴ないやすいのは、会説と輪講とであった。会説というのは、およそ「生徒十数名ヲ以テ一席トシ每席会主一人執読一人ヲ置キ会主先ツ執読ヲシテ課書中ノ一章若クハ一節ヲ読マシメ而ル後各生徒ヲシテ其疑義ヲ質問セシメ会主之ニ答弁ス」¹⁵るものであり、輪講というのは、だいたい「生徒十数名ヲ以テ一席トシ通次ニ課書ヲ講述シ且相互ニ質問討議セシメ教官其可否ヲ判別シ兼テ其旨趣ヲ説示ス」¹⁶るものであり、ともに生徒の實力を養成するうえからみてもっとも肝要なものであった¹⁷ので、各藩ともこれが対策についてはずいぶん研究し工夫したようである。ことに会説は今日の演習に該当し、「読書の修業に候のみならず朋友切磋之間心術の工夫可有之」¹⁸ものであったから、加賀藩明倫堂では、「入学生学的」のなかにつぎのような一項を設けて、具体的に注意を与えている。

会説之法は畢竟道理を論し明白の処に落着いたし候ために互に虚心を以可致討論義に候処中には彼我をさしはさみ可致勝劣之心盛に相成弁舌の末を争ひ審問慎思の工夫も無之妄に己を是とし人を非とする心有之候事見苦敷事に候且又自分一得有之候とて矜誇の色をあらわし候事 他人疎漏の誤りを妄に非笑致し候事 自分の非を飾り他説に雷同致し候事 鹵莽に会得の顔をな

し他説をうはへに聞なし候事 大抵に自分を是として疑ひを不発事 疑敷義ありとも自分にまかせてやすんずる事 人の頬を
 擗り不致質問事 未熟なるを耻て言を不出事 此等之類一事も有之候ては上達の道は無之候間自分を省察いたし堅く慎み可申
 候事 (同書、一九四頁)

さきに述べた大島清太の『学事意見書』にも、会説の整理について実に微細な点まで説明を試みている。

一会説始り候節拍子木打候は、一統列を以助教溜罷越致一礼夫より訓導溜え出致一礼候て席々え付可申候先両手に書物を捧げ
 身体正く序列を以進可申候席え付候上又拍子木打候て教官等罷出申候其上にて致脱刀闌筒を廻し闌一人式本或三本人數
之多少によるへし 闌当り
 候上教官等え致一礼書物を戴き相始可申候弁解終り候処にて一礼には不及候会説終り候て教官え致一礼書物を戴き袱に包み
 帯刀致し教官等退座之上各席列を以身体よく溜え退可申候会説始候後出座之人々は教官座付所左り之方え罷越致一礼終て座
 中え一礼致し列居に付致一礼書物を戴き可申候事

一会説中討論之上戲謔之語及侮慢譏笑等無之様相謹可申候且大声に笑を發候抔不可然事

一他人之失誤を非笑する事有之間敷方一外より侮笑を受候義有之候共謹て憤怒之色を興すべからざる事

一会説中無益に立さわき溜え入煙草用ひ候義無用に候其外手を弄し扇を揺し候抔致間敷事(前掲書、五、五五八―五五九頁)

しかし会説をさぼる生徒もあつたとみえて、会津藩日新館規則に、

会説之節席ヲ逃レ又ハ故障申唱下堂致候風習甚不本意之儀ニ付以後下説兼テ懇ニ被致其席猥ニ退被申間敷候事(前掲書、七、
 七四頁)

と戒告しているのが目につく。

三 控所の取り締まり

藩学には、通例「溜なま」と呼ばれる生徒の控所、すなわち休憩所が設置されていた。だいたい校舎の規模の大小に応じ
 て、「溜」にはきわめて狹隘なものもあれば、宏大なものもあつた。例えば日出藩では、一階に六坪と六坪半との教場

が二つあるのに対して、三坪の「溜」が一つ設けられているにすぎなかった。また前橋藩博諭堂で「溜席之儀ハ大方ハ相分候得共間狭ニ付向ニ寄他席打混候儀モ可有之事¹⁹」と説明しているのをみれば、生徒控所の狭小であったことが察せられる。これに反して、水戸藩弘道館では「溜りの間」が玄關板の間の右に続いて二室があり、津藩伊賀上野崇広堂にも「溜」が二か所あった。佐賀藩弘道館の図面をみると、教室がはなはだ狭かったにもかかわらず、外生寮・蒙幼舎ともに宏大な生徒控所を二つないし四つもっているのが目につく。これは内生寮の寄宿生約二百人、拡充局の通学生約二百人、外生寮の通学生約六百人合計約一千人の生徒に対して、教師の数は教授一人教諭五人指南役十人の小人数にすぎなく、徹底した自学自習主義の教育方法をとらざるをえなかったためとみられるのである。²⁰

休憩時間には、生徒を「溜」に控えさせ、疾走や喧騒を禁じ、もっぱら静粛を保つように命じ、書籍・履物・傘など一切の所持品をつねに整頓しておくように注意を促していた。大島清太の『学事意見書』には、この点に関してつぎのように提唱している。

一溜に座付候にも成限り本列を乱さす応答談話惣て長幼之節を失ひ申間敷候退出之砌杯別て遜譲を守り混雜不致様可被相心得候尤虚飾に流れず実意に趨き候義肝要に候事

一はき物傘等整正は致し置乱雑に無之様可相心得候雨天之節合羽杯も得と畳み往来に障り不申様可致事

一惣して髪之結ふり並衣服等異様なる事鄙しひれたる事時之流行風杯堅く相禁し可申候事

一湯飲所にて湯を飲候節は座を付候て杓を取飲終にて茶碗を敷き置可申水こほれば候はく拭置可申事（文部省、日本教育史資料、五、五五八―五五九頁）

また篠山藩振徳堂では、

都テ溜ノ内モ随分神妙ニイタシ喧喧口論タキ合或ハ高声ニ呼ハリ候様ノ儀決テ有之間敷別テ稽古中ハ無益ノ雑談等有之間敷事（前掲書、式、三三四頁）

と、きびしく戒めている。ことに生徒の喧嘩・口論・飲酒にはどの藩でも手を焼いたので、これらに関しては厳重な

警告を發し、さらに政治の批判、猥褻な談話等を嚴禁していた。平戸藩維新館では「学規功令大意」に、

館内ニ於テ政事ヲ彈シ在位ヲ譏リ及酒食淫褻田獵游戲ノ談ヲ禁スル事（前掲書、參、一七三頁）

神戸藩では「教倫堂規則」に、

妄ニ政法ヲ是非シ人ノ長短ヲ評議シ或ハ人ノ陰私ヲ訐キ及ヒ無用ノ弁不急ノ察并ニ利慾飲食戲劇淫褻ノ談高声爭論酒食等一切禁止（前掲書、卷、一一四—一一五頁）

鯖江藩では「進徳館学規」に、

館中ニテ嗜酒ノ儀ハ嚴戒ニ候間急度相慎可申候尤聖戒ニモ有之候通一身ヲ亡シ一家ヲ乱シ候モ酒過ヨリ起候儀古今不少候間血氣ノ盛ナル年比ニハ館外ニオイテモ過酒不致様急度相慎可申候（前掲書、式、七二頁）

と、それぞれ一項を設けて、生徒の言動に注意を与えている。また鳥取藩尚徳館では、生徒「溜りの間」につきのような掟てを掲示してかたく守るようには要求している。

一 学校ハ外並ノ場所ト違ヒ一際礼儀正シク風俗厚ク無之テハ不叶事ニ候惣テ人ハ今日自己ノ居場ヲ大切ニ相守可申儀ニ候左ナク候テ他ノ勢利ニ眼ヲ付候トイットナク本場ヲ忘レ持分ヲ失ヒ候様成行候間何レモ此処ヲ不取違相互ニ心ヲ付存寄候品有之候ハ、役人共へ無遠慮可申出事

一 坐敷内ニ於テ足音静ニ致歩行戸障子明タテ猥リニ無之様尤高声高笑等堅ク無用ノ事

一 出仕ノ前後ニ從ヒ順々列坐致シ猥リニ坐ヲ立申間敷不淨等へ參リ候節ハ早速本ノ坐ニカヘルヘシ所々ニ佇ミ雑談致ス間敷事
一 茶多葉粉盆休息溜リノ外ハ停止七十才以上ハ制外ノ事

一 屋敷内ニ於テ止事ヲ得カタキ事タリ共爭論ニ及間敷事（同書、四四六頁）

篠山藩振徳館や亦穂藩博文館では、罰席というものを設け、教官の命令に服従しないものや、喧嘩口論争闘などをするものをそこに退去させて、改悛を促した。ことに宮津藩礼讓館では謹慎所を設置して、汚行のはなはだしいものに謹慎を命ずる方策をとっていた。

天保十三年ヨリ藩士ノ荒醜暴激総テ士ノ面目ニ関スル汚行アル者ヲシテ慎ミ所ニ謹慎ヒシム教ユルニ文武ノ両道ヲ以テス慎ミ所ノ講造ハ礼讓縮構ヘ地ノ一隅ヲ区画シ謹慎所一棟ヲ設ケ棟中ニ室アリ其一室ハ新タニ汚行アル者ヲ置キ其汚行ノ軽重ニヨツテ三十日乃至一百日間塩氣ヲ絶チ專ヲ改心ノ念ヲ起サシム而シテ他ノ一室ニ移シ塩氣及入浴ヲ許シ辰ノ刻ヨリ巳ノ刻迄読書巳ノ刻ヨリ午ノ刻迄武術以上ノ二科ヲ教授シ午後ハ習字温習セシム日没ニ至テ出入口及窓戸ヲ鎖ス出入口窓戸等ノ開閉ハ藩ノ目付役之ヲ司トル又番卒アツテ昼夜非違ヲ警シム謹慎者ノ年限ハ謹慎ノ良否ニヨツテ一年及至三年トス(同書、三六一—三六二頁)

上述のように、近世藩学では、生徒の言動に対して、つねに厳重な監督を怠らなかったのである。けだし校規が少しでも弛めば、当時の生徒の乱暴は、とうてい今日の生徒の比でないほど猛烈であったからである。したがって、学校当局がいかに訓練や管理に手を焼いていたかが想像されるし、またつねに厳格主義をもって生徒に臨んだゆえんもうなづかれるわけである。

四 書籍の取り扱い

会津藩日新館で「教科の書は各塾に所蔵ありて、その内史記、前漢書、後漢書の類は五六冊づつ諸生に貸付」²¹ていたように、大きな藩の藩学においては、学習用の書籍は多く学校から生徒に貸与していた。その他の書籍も、高田藩修道館で、

書籍拝借願出候ハ、願書ニ承諾印ヲ捺シ借用人ヘ可相渡事(文部省、日本教育史資料、式、二六九頁)

和歌山藩学習館で、

御蔵書ハ定日ノ通御貸下ケニ相成候間銘々券書ヲ以教師ヘ申出教師ヨリ学習館判事申出候ハ、取扱相済候事(同書、八二二頁)

高崎藩遊芸館で、

一御書籍拝見致度者ハ教授へ相断拝借帳へ自筆ニテ姓名書名巻数月日等委細相認拝借可致事付御書籍出納ハ一六或ハ二七相定置候間其節罷出拝借可致事

一日用ノ御書籍ハ教授局へ差出置候間拝借致シ度者ハ是亦前段同様拝借帳へ委曲相記シ拝借可致事(前掲書、壹、五八四頁)とそれぞれ規定してあるように、図書借用願か図書閲覧券か図書拝借帳をもって願ひ出れば、借用し、利用することができた。

このため、例えば白川藩修道館で、

御書物大切に拝見為致晒書等入念可申候(同書、六六〇頁)

菰野藩修文館で

典籍ハ專一ニ珍護スヘシ且館書借覽ノ節券書ヲ以テ看了スレハ速ニ完収スヘシ(同書、一一〇頁)

秋田藩明德館で、

御書物大切ニ取扱開闔ノ間モ心付ケ可申教官ノ外拝借ノ書籍館外へ持出申間敷春秋試生ハ品ニ依御免被成置候転借ハ堅ク禁止ノ事(同書、八五三頁)

などと定めて、書籍をできるだけ大切に取り扱いようように求め、館外への無断携出や転借をかたく禁じていた。

また熊本藩時習館では、供書簿を作つて貸し出し書を記入したが、

ソノ出納開閉ヲ慎シテ紙葉牙籤ヲ毀損スルコトヲ許サス(前掲書、参、二〇九頁)

と破損をきびしく取り締まり、蓮池藩成章館では、

書籍役ノ儀兼テ相定候通ノ書籍受取借用ニテ差出候尤頭人可得差図書付リ借用ノ内巻数紛失及ヒ破損候ハム借用主ヨリ相償可致返納候事(同書、一七六頁)

と、図書を破損し紛失したばあいには、本人に弁償させる建前えをとり、岩村藩知新館では相応の罰を加える旨を定

めている

官籍ヲ拜覧ノ僣謹ヲ愛護ヲ要スヘシ若シ簡編ヲ失ヒ候者ハ勿論典籍ヲ損汚シ或ハ套帙ヲ縹摺スル者各有罰但拜覧期限等ノ規則ハ学監ニテ予メ定メ置可申候事（前掲書、卷、四八一頁）

ことに山口藩明倫館では、

明倫館御書物近年余分紛失有之候ニ付色々取締之儀嚴重ニ申合候得共今以追々紛失有之（前掲書、卷、六八一頁）

という状態で、その管理には少なからず手を焼いていたのであるが、天保十四年（一八四三）十二月二十日に「明倫館御書物御仕法改革ノ事」²²を指示して、諸生のうちから選ばれた従来の書物方だけでは管理上不行届きのおそれがあるので、無給衆二人を専任の書物方として新規におき、書籍の貸し出しや返納や曝書等の具体的方法をこまかく規定するにいたった。

これを要するに、各藩学においては、学習用図書をはじめその他の書籍の閲覧についても、つねにいいねいに取り扱って汚損することのないように注意を促し、館外への無断携出や他人からの転借や借用期間後の返還をかく禁止し、破損紛失のばあいには、弁償を命じたり、あるいは相当の所罰を加えたりして、その管理を嚴重にしたことは、今日と変わるところがなかった。

四 あとがき

近世諸藩の総合大学ともいふべき、藩学の生徒管理がどのように行なわれていたかに焦点をしほって、考察してきた。そしてこの枠内に限定してではあるが、藩学教育が時代の推移による影響をうけて、どのように変貌するにいたったかをも同時に一瞥した。

藩学の生徒管理の問題としては、上に述べてきたもののほかに、寄宿寮におけるそれがあり、さらに生徒の訓練・管理にふかい関係をもつものとして賞罰の問題があげられる。これらの点については若干言及するところがないわけではなかったが、もっとじゅうぶん考察することによって、「藩学の生徒管理」がいっそう明瞭さを加えることになるであらう。しかし紙数に制限があるので割愛せざるをえなかったことを一言付記しておきたい。

註

- 1 高橋俊乗『近世学校教育の源流』二二七頁
- 2 笠井助治『近世藩校の総合的研究』二二二頁
- 3 城戸久『藩学建築』五二頁
- 4 石川謙『日本学校史の研究』二六四頁
- 5 乙竹岩造「教賢広瀬淡窓」『日本教育史研究』第一輯 三九四頁
- 6 尾形裕康『日本教育通史』一四四頁
- 7 石川謙『日本庶民教育史』一〇五頁
- 8 文部省、日本教育史資料、参、二〇九頁
- 9 同上
- 10 文部省、前掲書、式、一七一―一七二頁
- 11 加藤清道「江戸時代各藩の学問奨励策」東京大学教育学研究室『日本教育史研究』二二五頁
教育思潮研究会編
- 12 斎藤恵太郎『二十六藩の藩学と士風』九三頁
- 13 文部省、前掲書、卷、七二〇頁
- 14 同書、五八三頁
- 15 文部省、前掲書、式、八二六頁
- 16 同上
- 17 中泉哲俊『日本近世教育機関の研究』一一四頁

- 18 文部省、前掲書、式、一九四頁
19 文部省、前掲書、卷、五六六頁
20 中野礼四郎「佐賀の藩学考」外野哲人『藩学史談』二七八頁
21 小川涉『会津藩教育考』一九八頁
22 文部省、前掲書、式、六八一頁